

政府と憲法審査会に対し改正国民投票法

に関する要請を求める請願

(紹介議員氏名)

神部伸也

令和3年6月14日

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

請願者

住所 盛岡市下飯岡 14-34-4

氏名 川村 拓

連絡先 090-6686-4710

請願第 4 号



## 一、請願理由

国会発議から投票日までの期間が最短 60 日というのは短すぎる上に、最低投票率の定めがなく、棄権多数でも成立してしまう。また、テレビ・ラジオをはじめとする有料広告の規制が不十分であり、組織的多数人買収・利害誘導罪の構成要件が不明確である。これでは、資金力のある改憲派の与党の CM 量のが勝り、不公平な投票で憲法改正が成立してしまう恐れがある。

自民党憲法改正草案では、憲法第 97 条が削除されており、これは憲法 12 条に同様な人権に関する条文があるからという主張があるが、97 条は「日本国民に保障する基本的人権」であるのに対し、12 条には「日本国民」という文言が無いことから、自民党憲法改正草案は移民や難民の受け入れに関する規制が次第に緩和されている事と照らし合わせると、自民党の改憲は多民族国家へ向けた改憲であり、日本人の権利を制限させるものである。

憲法改正によって国民主権、人権が侵害され苦しむことは、自民党の憲法改正草案を見れば明らかであり、また、緊急事態条項の加憲を許せば、恣意的に運用される恐れがある。現行法で十分対処可能なので、憲法に手を加える必要はない。

憲法改正に伴って財政健全化が明記される。通貨発行権を有する我が国が国の借金を国民から税金として徴収し、市場からお金を吸い上げデフレを悪化させ続けてきた事への反省もなく、憲法に財政健全化のような緊縮財政を加えてしまっては、今後デフレ脱却へ向けて政策ができなくなる。今後の国益を考えても、憲法改正は絶対にしないでほしい。

憲法審査会は今やるべきことではない。余計な法案ばかり時間を費やしたことで、失業者、ホームレスが今後更に増え、国民の健康と安全、生活も儘ならないために自殺者が増え、治安の悪化に繋がっている。

## 二、請願内容

- 1、政府と憲法審査会へ、改正国民投票法を廃止にする法律の立法を求める意見書を提出すること
- 2、憲法改正論議を停止し、発議をしないこと

以上